

関係各位

日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定に係る品目別規則の改正について

2022年8月24日、AJCEP 合同委員会で、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定附属書二(品目別規則)の改正(現行の HS2002 版から HS2017 版への置換え)が決定され、2023年3月1日から実施されることになりましたので、お知らせします。

なお、品目別規則の改正に伴い「運用上の規則」も改正され、品目別規則の改正に伴う経過措置が以下のとおり規定されています。

- ・ 改正前の品目別規則(HS2002 版)に基づき発給された原産地証明書は、有効期間内(発給の日から1年間)は輸入通関時に有効なものと認められます。
- ・ 品目別規則の改正前に輸出された貨物について、改正後に遡及的に発給される原産地証明書については、改正後の品目別規則(HS2017 版)に基づき発給されます。

**問い合わせ先**

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527